

犯罪インフラ対策にご協力をお願いします



1 「犯罪インフラ」って何？

犯罪インフラとは、**犯罪を助け、または容易にするインフラ（基盤）**のことを言います。例えば、犯罪の発覚を免れるための身分偽装や他人名義の携帯電話、犯行のために用意された施設などのことを言い、合法なものでも犯罪に悪用されている状態にあれば、犯罪インフラと呼んでいます。

2 どんな「犯罪インフラ」があるの？

◇ 他人名義の携帯電話・預貯金口座

振り込み詐欺やヤミ金融などの犯罪では、他人名義の携帯電話や預貯金口座が犯罪インフラとして悪用されています。

転売・譲渡目的での携帯電話契約や預貯金口座開設は犯罪です。



◇ インターネットの闇サイト

違法薬物の密売や、わいせつDVD・偽ブランド品の販売には、インターネットの闇サイトが犯罪インフラとして悪用されています。



◇ 偽造された身分証明書など

偽造された運転免許証、保険証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書などの身分証明書が、詐欺などの犯罪に悪用されています。

身分や身元を偽るための偽装養子縁組や偽装結婚などは犯罪です。



◇ 違法ヤード

周囲から見えないように鉄壁などで囲まれた場所で、盗難車などを海外に輸出するための解体などが行われている場合があります。

※ ヤードそのものが違法ではありません。



◇ 不法滞在者などの生活インフラ

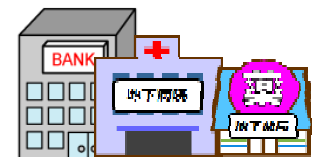
就労資格のない外国人を不法就労させたり、不法就労の斡旋が行われたりしています。

また、不法滞在者などに代わって、住宅の賃貸借契約をすることは犯罪です。



◇ 地下銀行、地下病院、地下薬局

資格がない者が、報酬を得て国外送金を代行したり、医療行為や医薬品を販売することは犯罪です。



3 「犯罪インフラ」解体のためのお願い！

このほかにも犯罪インフラは社会の様々な場面に潜んでいます。犯罪インフラを根絶しなければ、それを足場にして新たな犯罪が行われることとなり、治安が脅かされます。「犯罪インフラでは？」と疑うようなことがあれば、宮城県警察本部組織犯罪対策課（電話022-221-7171内線4923）または最寄りの警察署へ情報提供をお願いします！